

貯蓄預金規定 新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)～20. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 記載省略</p> <p>(追加)</p> <p>21. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)～20. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 記載省略</p> <p>21. (通帳レス口座への変更)</p> <p>(1)通帳レス口座とは、「通帳レス口座規定」に定める、通帳を発行しない預金口座をいいます。</p> <p>(2)通帳レス口座以外の預金口座を開設していた場合であっても、「通帳レス口座規定」第2条第2項に該当する場合には、当行所定の手続きで預金者へ通知を行ったうえで、預金者の同意を得ることなく、この預金口座を通帳レス口座に変更することができるものとします。</p> <p>(3)通帳レス口座に関する定めは、「通帳レス口座規定」を準用するものとします。</p> <p>22. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>